

平成30年度包括外部監査における意見及び対応状況(総括表)

		頁	対応済	今後実施	検討中	その他	備考
	本庁舎の管理に関わる委託業務について						
1	長期継続契約に係る条例等の整理について	P16					
2	より競争性の高い入札制度の運用について						
(1)	予定価格の設定方法等について	P17					
(2)	入札参加条件の緩和等について	P18					
3	履行の質の確保について						
(1)	過年度の契約解除事案の概要及び追加的方策の必要性について	P18					
(2)	最低制限価格制度の拡充について	P18					
(3)	低入札価格調査制度の拡充について	P19					
4	清掃業務委託について						
(1)	履行状況の確認について	P19					
(2)	労働状況の確認について	P20					
5	設備機器維持管理業務委託における資格証明の確認方法について	P20					
6	予算の適正な執行について	P20					
7	グリーンカーテンの被覆率向上について	P21					
8	現在の委託方式の検証等について	P21					
9	行政評価を活用した本庁舎管理業務の質の向上について						
(1)	成果指標の充実について	P21					
(2)	履行評価結果の充実と活用について	P23					
	本庁舎の維持管理について						
1	本庁舎の将来更新費用等の精度向上について	P31					
2	老朽化対応について	P32					
3	災害時の電源対策について	P33					
4	本庁舎の建替え検討について						
(1)	区民等の利便性の向上	P33					
(2)	バリアフリー対応	P33					
(3)	業務の効率化等	P34					
(4)	環境配慮	P34					
(5)	庁舎集約化等による維持管理コストの低減	P34					
(6)	財源の確保	P34					

			頁	対応済	今後実施	検討中	その他	備考
		エコセンターの管理に関わる委託業務について						
	1	特命随意契約における予定価格の設定について	P37					
	2	区の事業を委託する場合の評価について	P37					
		エコセンターの維持管理について						
	1	昇降機及び自家用電気工作物における保守点検結果について	P40					
	2	固定資産台帳への取得価格の計上について	P40					
		清掃事務所及び南千住車庫の管理に関わる委託業務について						
	1	昇降機及び油圧リフトの保守点検委託の契約方法について	P43					
		清掃事務所及び南千住車庫の維持管理について						
	1	適切な経理処理について	P47					
	2	修繕契約における分割発注について	P48					
	3	南千住車庫の今後について	P48					
		北庁舎の管理に関わる委託業務について						
	1	昇降機保守点検委託の契約方法について	P51					
	2	空気環境等測定委託の契約方法について	P51					
	3	清掃業務委託（日常）の履行状況の確認方法について	P51					
		北庁舎の維持管理について						
	1	北庁舎の使用期間について	P55					
	2	外壁の改修について	P55					
	3	外壁以外の設備の改修について	P55					
		がんセンターの管理に関わる委託業務について						
	1	電話交換機等設備保守業務委託の契約方法について	P57					
		がんセンターの維持管理について						
	1	空調設備改修工事について	P59					
	2	空調設備以外の改修工事について	P59					
	3	がん検診等受診環境の拡充について	P60					

			頁	対応済	今後 実施	検討中	その他	備 考
XI		備品管理について						
	1	日常的な備品の管理について						
	(1)	備品シールの添付漏れについて	P63					
	(2)	備品の廃棄手続き漏れについて	P63					
	(3)	廃棄備品の誤りについて	P63					
	(4)	備品シールの添付方法について	P63					
	(5)	備品管理システムへの設置場所登録漏れについて	P63					
	(6)	上記(1)～(5)を踏まえて	P63					
	2	重要物品の管理について	P64					
3	長期間使用されていない備品について	P64						
XII		資本的支出と修繕費について						
	1	適切な資本的支出への計上処理について	P68					
51事項				46	0	5	0	

平成30年度荒川区包括外部監査結果報告

標題	現状	課題	意見	意見に対する対応状況	
本庁舎の管理に関わる委託業務について					
1 長期継続契約に係る条例等の整理について					
P16		<p>□長期継続契約について、荒川区長期継続契約とする契約を定める条例、同条例施行規則及び荒川区長期継続契約とする契約に関する事務取扱要綱によって、その対象を規定している。</p>	<p>□区の長期継続契約の運用について、条例から直接要綱に委任されるなど、整理が必要な部分が見られた。</p>	<p>□今後、条例、規則及び要綱のそれぞれが所掌すべき事項を精査し、規定の整備を図られたい。</p>	<p>□条例で定めた内容の詳細を施行規則でなく事務取扱要綱で定めているなど、内容の詳細を規定する体系的な位置づけ(条例 施行規則 事務取扱要綱)が分かりにくくなっているため、見直し作業に着手した。</p> <p>対応済</p>
2 より競争性の高い入札制度の運用について					
P17	(1) 予定価格の設定方法等について	<p>□予定価格の設定は、基本的に複数の事業者から見積りを徴取し、その内容を検討して設定する方法をとっている。なお、保守委託等の相手方指定を行う案件については、区内の同種案件との比較も行い、価格設定を行っている。</p>	<p>□予定価格の算定に係る参考見積りを提出した業者は、実際の競争入札に応札してくる可能性が高く、それが原因となり、落札額が高止まりしている可能性がある。</p> <p>□経理課契約のうち、競争入札案件については、予定価格を事前公表している。事前公表制については、予定価格を探る行為などの不正行為を防止できるメリットがある一方、予定価格が目安となり、落札率が高止まりとなる可能性もある。</p>	<p>□見積り徴取先の範囲拡大や、同種案件について他区への調査を実施するほか、庁内積算の精度自体を向上させていく取り組みが必要であるとする。</p> <p>□予定価格の事前公表については、メリットとデメリットを十分に比較衡量した上で行う必要があり、今後は、事前公表による弊害が生じていないかを再度検証し、実施の適否について十分に検討されたい。</p>	<p>□複数の業者から見積りを徴取することで、競争性は一定確保されていると考えられる。契約の内容や状況によっては、より多くの業者からの見積り徴取やヒアリングの実施により精査等を行う。</p> <p>□過去に発生した不祥事の再発防止に向けて予定価格を事前公表にした経緯もあり、予定価格を探る行為などを防止できるメリットから、原則として、予定価格の事前公表を維持する。今後も、入札の状況を踏まえ、事前公表による弊害が生じていないかを随時検証を行っていく。</p> <p>対応済</p>

平成30年度荒川区包括外部監査結果報告

標題		現状	課題	意見	意見に対する対応状況	
P18	(2) 入札参加条件の緩和等について	<p>□本庁舎等巡視・警備業務委託について、入札参加条件を区内業者としており、参加業者2社のうち1社は辞退という結果であった。</p> <p>□「荒川区競争入札等参加者選定要綱」では、入札参加要件を満たす区内業者が5社以上ある場合は、区内企業の振興を図る目的から当該契約を区内業者限定案件とすることができるとし、区内業者限定での参加申し込みが少ない状況が続く場合には、参加条件を区外まで広げることとしている。</p>	<p>□最近の労働の売り手市場化の傾向から、労働力を多く要する警備等の委託業務は人材確保が難しく、辞退者が出易いことが想定される。</p>	<p>□入札参加業者数が少ない状況が続く場合には、当該委託業務における参加条件の緩和について検討する必要がある。</p> <p>□十分な入札参加業者数を確保するために、入札参加申込期間を長く設定する取り組み等も必要である。</p>	<p>□当該委託業務について、直近の数年間においては一定の入札参加業者数を確保できていたが、近年の人手不足による競争の激化影響等により、平成29年度においては少なかった。他の案件においては、区内業者限定で申し込みが少ない状況が続く場合には、競争性を確保するために、対象を区外まで広げた発注を行っている場合もあり、当該案件についても必要な検討をしていく。</p>	対応済
3 履行の質の確保について						
P18	(1) 過年度の契約解除事案の概要及び追加的方策の必要性について	<p>□塵芥等廃棄物搬出・処理委託について、委託先から不正確な業務が提供され、かつ、区で指摘を行ったが改善されなかったことにより、解約になった事案が存在した。</p>	□課題なし	<p>□委託契約の「履行の質」をどのように確保するか、方策を検討する必要がある。</p>	<p>□今回の案件については、報告数値に疑義が生じた段階で速やかに職員による現場立会いや確認行為を行った。今後も必要に応じて同様の対応を行い、委託内容について把握することで履行の質の確保を図る。</p> <p>□今回の事案を踏まえ、仕様書に計量方法についての記載を追加した。</p> <p>□委託契約において、必要に応じた職員の現場立会いや履行確認を行うためのチェックリストを活用するなどにより、履行の質の確保を徹底する。</p>	対応済

平成30年度荒川区包括外部監査結果報告

P18	標題	現状	課題	意見	意見に対する対応状況
	(2) 最低制限価格制度の拡充について	<p>□区では確実な履行の確保とダンピング入札の防止等の観点から、最低制限価格制度を導入しているが、現行の運用では、単価契約に最低制限価格制度を適用していない。</p>	<p>□課題なし</p>	<p>□品質の確保を重視するならば、はじめから単価契約を最低制限価格制度の適用から排除するのは適当でないとする。</p> <p>□なお、最低制限価格制度を設定したとしても、応札者の入札価格が最低制限価格付近に集中する場合には、本来であればより安価で経済性の高い契約が可能であったことも考えられる。</p> <p>□以上を踏まえると、確実な履行と経済性が確保されたバランスの良い制度設計が必要であると考える。</p>	<p>□単価契約については、単価に占める人件費の内訳が分かりにくいことから、これまで最低制限価格を設定していなかったところである。</p> <p>最低制限価格を設定する主旨を踏まえ、単価契約についても他自治体での事例はほとんどないが、ご指摘を受け研究していく。</p> <p>□最低制限価格制度はダンピング入札の防止の点から有効な制度であるが、個別原価を審査でき、確実な履行と経済性のバランスを確保する点では、低入札価格調査制度はより有効であると考えられる。</p> <p>一方、低入札価格調査制度では、低入札調査基準価格を下回った場合には落札決定までに時間がかかり、発注者・受注者の事務負担が大きくなるなどデメリットもあるため、契約事務の迅速化・効率化の点から最低制限価格制度での運用を主としながらも、低入札価格調査制度の適用案件の拡充を検討している。</p>

平成30年度荒川区包括外部監査結果報告

標題		現状	課題	意見	意見に対する対応状況	
P19	(3) 低入札価格調査制度の拡充について	<p>□低入札価格調査制度は、最低制限価格制度に比べ、個別原価を審査できるという点でより望ましい制度である。</p> <p>都道府県等及び市町村においても、低入札価格調査制度への移行が見受けられる。また、制度を適用した場合の失格者は極めて少なく、調査基準価格を下回る契約についても、ほぼ確実な履行ができている所見もある。</p>	<p>□課題なし</p>	<p>□現在、区の低入札価格調査制度の適用は総合評価方式における案件のみのため、今後は適用範囲の拡大について検討されたい。</p> <p>□なお、拡充に当たっては、人員やノウハウの蓄積等が追加的に必要となる。各種メリットや検討要素も踏まえ、よりバランスの良い制度設計を通じ、委託契約の質の確保を図られたい。</p>	<p>□低入札価格調査制度は、低入札価格基準を下回った場合に、事業者によるその価格で履行が可能という証明書類を提出させ、調査・審査して落札決定を行うため、決定までに時間を要することがある。また事業者・区とも資料作成や調査などで一定の事務負担が発生するため、荒川区では自治法施行令で定められている総合評価方式により実施している。</p> <p>契約事務の迅速化・効率化の点から最低制限価格制度での運用を主としながらも、低入札価格調査制度の適用案件の拡充を検討している。</p>	対応済
4 清掃業務委託について						
P19	(1) 履行状況の確認について	<p>□清掃業務委託について、清掃作業日誌における点検項目と仕様書に添付されている清掃作業基準表の項目が対応していないのがみられた。</p>	<p>□清掃作業基準表で「駐車場及び外構」「車庫・地階外構」と示されている項目が、清掃作業日誌では「外回り」と示されており、清掃作業基準表で「バルコニー」と示されている項目が、清掃作業日誌では「屋上・屋外」と示されている。</p>	<p>□仕様書に基づき、実際に業務が網羅的に遂行されたことを確認するため、清掃作業日誌における点検項目について、清掃作業基準表と対応するよう改善を図る必要がある。</p>	<p>□ご指摘を受け、仕様に基づき、適正な履行がなされていることを確認できるよう、対応している。</p>	対応済

平成30年度荒川区包括外部監査結果報告

標題		現状	課題	意見	意見に対する対応状況	
P20	(2) 労働状況の確認について	□清掃業務委託に係る労働環境確認に関する報告書では、仕様書の要件である障がい者の雇用実績が記載されているものの、区分該当については口頭で確認するのみで、書面による確認が行われていなかった。	□当該契約は長期継続契約であり、障がい者雇用の対象者が数年変わっていないことも、確認不足の理由として考えられるが、仕様書通りに業務が遂行されているか確認が十分とはいえない。	□今後は受託者から書面による提出を受け、仕様書通りに業務が遂行されているか確認を徹底されたい。	□ご指摘を受け、障がい者手帳の写しの入手を行った。 作業日誌等により、毎日の作業内容と障がい者の出勤(雇用確保)の状況を確認している。	対応済
5 設備機器維持管理業務委託における資格証明の確認方法について						
P20		□平成28年度事業の定期監査で、設備機器維持管理業務委託契約締結時に、一定の専門資格保有者の資格証明書の写しの入手を行っていなかったとの指摘がされていた。	□課題なし	□平成29年度において、当該指摘事項が改善されていることを1件のサンプルで確認した。引き続き、当該取り組みを継続されたい。	□専門性を要する委託業務を適正に履行していくために、資格証明書の写しの入手を継続して実施している。	対応済
6 予算の適正な執行について						
P20		□平成29年度歳出決算において、資源再利用処理委託について、予算の移用が267千円行われていたにも関わらず、245千円の不用額が発生していた。	□予算は計上された科目と金額の範囲内で執行されることが大原則であるため、移用額については必要最小限にとどめるべきである。	□予算の移用等を行う場合は、その必要額を精緻に見積り、最終的に多額の執行残が生じることがないように徹底されたい。	□今回の案件については、年度の途中に施設の大規模改修やイベント等により大量の古紙等が排出されたことから、数量を多く推計し、結果的に移用額に近い不要額を生じさせてしまった。今後は、当該案件に限らず、状況の変化により予算を移用するような場合においては、より精緻に必要額を把握した上で、予算措置を行うよう努める。	対応済

平成30年度荒川区包括外部監査結果報告

標題	現状	課題	意見	意見に対する対応状況		
7 グリーンカーテンの被覆率向上について						
P21		<p>□グリーンカーテンの根付きが必ずしも良好でなく、被覆率が低い事象が見られた。</p>	<p>□課題なし</p>	<p>□生育状況等は気象条件などにも左右され、難しい面もあると思われるが、被覆率が向上されるよう、効果的な実施方法について検討されたい。</p>	<p>□夏場を実施している緑のカーテンについて、平成30年度は異常な暑さだったことが根付きの悪い原因である。 本案件のように植物は気象条件等に左右されるため、確実な履行を確保するのに難しい面も多いが、メンテナンス方法や植栽する品種等を工夫している。</p>	<p>対応済</p>
8 現在の委託方式の検証等について						
P21		<p>□民間事業者の有するノウハウを活用して効果的・効率的に実施できる業務は、外部委託により対応すべきであり、警備業務や電話交換業務は多くの自治体が外部委託により実施している。</p>	<p>□ICTやAIの進歩等に伴い、民間事業者が提供するサービスは、多種多様なものが展開されており、これらを活用することで、さらなる区民等の満足度や行政サービスの向上につながるなどが考えられる。</p>	<p>□日々各部署で対応している区民等の問い合わせ対応を考えると、コールセンター導入の調査検討は一考に値するのではないかとと思われる。 □委託の実施に当たっては、事務事業の効率化と行政サービスの質の向上の両面から最大の効果を得られるよう、実施方式等について、絶えず検証していく必要がある。</p>	<p>□コールセンターの導入については、簡易・定例的な問合せについては、迅速に回答することが可能となる上、職員への問合せ件数の減などの効果も期待できる。また、プレミアム商品券や臨時福祉給付金など特定業務については既に実施しているところである。前記のような特定業務や定型的な業務についての導入を含め、他自治体の事例等を参考に検討を行っている。 □委託業務については、今後も、適正に遂行されているか管理・監督するとともに、業務内容に改善すべき点がないか見直しを行い、最大の効果が得られるよう実施方式等について絶えず検証していく。</p>	<p>対応済</p>

平成30年度荒川区包括外部監査結果報告

標題	現状	課題	意見	意見に対する対応状況		
9 行政評価を活用した本庁舎管理業務の質の向上について						
P21	(1) 成果指標の充実に ついて	□区では、平成18年に行政評価制度を導入し、政策・施策・事務事業について成果指標を設定し、分析・評価することで、事務事業の改善や予算編成等に活用している。また、平成29年度から新たに各施設の評価・分析を実施し、区施設全体の最適化を図っている。	□今後、行政評価におけるPDCAサイクルを進めていく上では、評価に当たっての定量的な指標をさらに充実させることで、行政評価の精度を高め、本庁舎管理業務の質の向上につなげていくべきである。	□例えば、本庁舎の管理業務を評価するに当たり、施設の利用者である区民の視点に基づく評価指標を設定することが考えられる。具体的には、来庁者に対して定期的なアンケートを実施し、その結果を集計分析した結果を行政評価に活用することが挙げられる。また、庁舎管理に係るサービス単位当たりコストや、サービス自体の成果指標を対応させたコストパフォーマンスを表す比率等の推移をとることも考えられる。	□来庁者の多くは、各種申請手続きや相談等で訪れる方が多く、定期的・継続的に利用される施設とは異なることから、適切な評価指標を設定することは難しいが、本庁舎管理業務の質の向上を図るためには、サービス・コストの両面から評価を行うことは必要だと考える。現在は、コスト面の指標(1㎡あたりコスト、区民一人当たりコスト)のみで評価を行っているがこれに加え、サービス面での評価指標の導入について、検討を行う。	検討中
P23	(2) 履行評価結果の充実と活用 について	□平成28年度から、前年度に引き続き同じ事業者を相手方とする特命随意契約について、履行状況に問題がないか確認し、契約の継続の可否を判断するため、履行評価結果表が導入された。	□課題なし	□現行の履行評価結果は内部評定となっている。各委託業務における履行状況を評価するために適した客観的な指標(数字データ)を設定し、それに基づき業務の成果を評定する形式とすれば、指標データを経年比較することにより、業務の改善状況等も把握でき、行政評価のPDCAサイクルの推進を図るための参考資料としても活用することが可能と考えられる。 □確実な履行の確保の観点から、長期継続契約においても、履行評価結果表の活用を検討していくべきと考える。	□現在行っている履行評価結果表の作成は単年度で行っている委託契約で、次年度も引き続き同じ相手方と契約を行う場合に、履行状況を確認して特命随意契約を行う際の評価資料としているものである。 長期継続契約は、同じ相手方と複数年の契約を前提としているが、継続に当たっては、適正に履行されているか確認し、継続しているところである。 意見の主旨を踏まえ、履行評価結果表の活用に着手した。	対応済

平成30年度荒川区包括外部監査結果報告

標題	現状	課題	意見	意見に対する対応状況	
本庁舎の維持管理について					
1 本庁舎の将来更新費用等の精度向上について					
P31		<p>□総合管理計画の考え方にに基づき推計した本庁舎の将来更新費用等と過去の改修実績や実際の見積金額を比較すると、乖離しているものがある。</p> <p>□総合管理計画では、施設の更新周期を原則65年から80年としているが、築後50年が経過した本庁舎については、早期の建替えを含めた検討に着手する時期にきていると思われる。</p>	<p>□近年の他区における本庁舎の建替えの実施や検討状況をみても、総じて多額の整備費用を要し、又は見込んでいない状況にある。</p>	<p>□維持管理や建替えに大きな財政負担を伴う本庁舎のような施設については、中長期的な財政負担の観点から、将来にわたる更新費用等をより精緻に見積ることが必要不可欠である。</p> <p>□来年度立ち上げる予定とされている新庁舎の検討委員会においては、こうした点に十分留意のうえ、検討を進めていくべきである。</p>	<p>□平成31年度(令和元年度)に立ち上げた検討委員会において、新庁舎の建設時期及びそれを踏まえた現庁舎の効率的な改修計画について、具体的な検討を行っていく。</p> <p>対応済</p>
2 老朽化対応について					
P32		<p>□本庁舎における過去の大規模工事等の実績をみると、30年間で34億円、単純に年額換算すれば、1億円以上の工事請負費・修繕費を要している。</p>	<p>□今後、長寿命化を図っていくにあたり、更にその費用が増えていく可能性がある。</p> <p>□2019年から2060年までにかかる改修費用等を築後80年と築後65年で建替える場合で比較した結果、建替えの前倒し実施により、改修費用や小破修繕費用にメリットが生じる場合がある。</p>	<p>□こうした点も考慮に入れ、今後の長寿命化を含めた老朽化対応や建替え対応について、より詳細に検討していく必要がある。</p> <p>□空調設備について、今後、早い時期に冷温水発生機等の分解点検修理を行うことが望ましい。</p> <p>□非常用自家発電機設備については、定期的にメンテナンスを実施し、長寿命化を図るべきである。</p>	<p>□平成31年度(令和元年度)に立ち上げた検討委員会において、新庁舎の建設時期及び現庁舎の残存年数を明らかにしていく。</p> <p>□冷温水発生機については、上記検討も踏まえ、適切な時期に分解点検修理を実施していく。</p> <p>□非常用自家発電設備は、毎月1回の運転による動作点検を実施しているところであるが、必要に応じてメンテナンスを行うなど設備について万全な状況を維持していく。</p> <p>対応済</p>

平成30年度荒川区包括外部監査結果報告

標題	現状	課題	意見	意見に対する対応状況		
3 災害時の電源対策について						
P33		<p>□区ハザードマップをみると、荒川上流域が決壊した場合、本庁舎周辺は最大5mの水が押し寄せてくることが想定されており、本庁舎1階は水没し、2階テラスの足元まで浸水する可能性がある。</p>	<p>□本庁舎の非常用自家発電機等の設備は、地下に設置されているため、大規模な水害が発生した場合に、機能しなくなる恐れがある。また、商用電源が復旧した場合でも、2階東側に仮設電源の引き込み口から供給を受けることができるようになっているが、低圧しか使用できない。</p> <p>□災害対策本部が設置される本庁舎については、非常用電源を72時間確保することが求められているが、現状では最大43時間の燃料が格納されている。</p>	<p>□現状の本庁舎では、建物の免震装置の関係から、非常用自家発電機等の重要設備を上層階に設置することができない。この点でも建替え検討を急ぐ必要があると考える。</p> <p>□現状、災害時応援協定を締結している関係機関との連携による燃料確保や継続的な電源供給の仕組みで補完することで、必要な非常時の電源を確保することとしているが、有事の際にこうした仕組みが有機的に機能するよう、平常時から関係機関との間で円滑な連携を図っておくことも重要な視点の一つである。</p>	<p>□本庁舎については、免震改修を行ったことから荷重の制限があり、上階に重量のある機械類を設置できない。このことも課題として捉えつつ、建替え検討を進める。加えて、東京都が非常用発電機の性能向上のため、専門家派遣事業を開始したことから、これらを活用し当面の対策を行う。</p> <p>□引き続き、災害時に協定事業者から円滑な応援を受けられるよう、平時から「顔の見える関係」を構築し、具体的な協議を進め、連携体制の強化を図っていく。</p>	対応済
4 本庁舎の建替え検討について						
P33	(1) 区民等の利便性の向上	<p>□現状、本庁舎が狭隘であることによる物理的な制約から、北庁舎や防災センター、エコセンター等に庁舎が分散しており、各部署の受付窓口や客待ちスペースを工夫しながら確保している状況にある。</p>	<p>□課題なし</p>	<p>□手続きが関連する部署の配置や連携を含め、区民等が利用しやすく、分かりやすい庁舎としていく必要がある。</p>	<p>□平成31年度(令和元年度)に立ち上げた検討委員会においては、庁舎機能の集約の仕方、新たなサービスのあり方についても検討を行っていく。</p>	対応済

平成30年度荒川区包括外部監査結果報告

標題		現状	課題	意見	意見に対する対応状況	
P33	(2) バリアフリー対応	<p>□現在の本庁舎は、できる限りのバリアフリー対応の措置が講じられているが、だれでもトイレが各フロアにないなどの状況が見られる。また、執務室内では、OA仕様になっていない箇所が圧倒的に多く、配線用のモールが敷設され、段差になっている状況も見られる。</p>	□課題なし	□利用する区民等だけでなく、執務する職員を含め、誰もが障壁なく利用できる庁舎としていく必要がある。	□平成31年度(令和元年度)に立ち上げた検討委員会においては、これからの本庁舎・オフィスのあり方について、ユニバーサルデザインに対応した視点で検討を進めていく。	対応済
P34	(3) 業務の効率化等	<p>□現状の庁舎の分散化は、区民サービス等の観点のみならず、部門間の連携を含め、業務の効率化の観点からも課題があるものと思われる。</p>	□課題なし	□会議室の確保や組織改正に伴うレイアウト変更にも容易に対応できるなど、業務の効率化に資する庁舎が望まれる。	□平成31年度(令和元年度)に立ち上げた検討委員会においては、これからの本庁舎・オフィスのあり方について、ユニバーサルレイアウトを意識した視点で検討を進めていく。	対応済
P34	(4) 環境配慮	<p>□老朽化した設備の使用は、環境負荷がかかる側面がある。</p> <p>□区では、「荒川区役所エコアクティブプラン」を策定し、設備の省エネルギー化に関する取り組みを推進している。</p>	□課題なし	□本庁舎においても、平成24～30年度に実施したリース方式による照明のLED化や省電力型PCの導入により電気使用量が大幅に減少したことから明らかなように、環境により配慮した設備機器への更新により、環境配慮の取り組みを推進していく必要がある。	□平成31年度(令和元年度)に立ち上げた検討委員会においては、環境負荷の軽減等の視点を持って検討を進めることはもとより、現庁舎の設備更新においては、環境に配慮した取り組みを継続して実施していく。	対応済

平成30年度荒川区包括外部監査結果報告

標題		現状	課題	意見	意見に対する対応状況	
P34	(5) 庁舎集約化等による維持管理コストの低減	<p>□現状において、北庁舎で年間約19,800千円、エコセンターで年間約8,970千円、産業経済部が賃借している周辺ビル会議室賃料で年間12,000千円、維持管理コストを要している。</p> <p>□現庁舎における空調設備の更新で、空調に係る光熱水費が80%程度に低減するという想定がされている。</p>	□課題なし	□庁舎の集約化や最新設備への更新は、施設の維持管理コストの軽減につながる。	□平成31年度(令和元年度)に立ち上げた検討委員会においては、庁舎機能の集約の仕方、新たなサービスのあり方について検討するとともに、新庁舎の建設及び現庁舎の維持管理経費をトータルで捉え、より効率的な内容となるよう対応を図る。	対応済
P34	(6) 財源の確保	□本庁舎の建替えは、他区の建替え費用が130億円から400億円程度と見込まれている状況を踏まえると、多額の費用を要する。	<p>□近年、建替えを行った豊島区や渋谷区のように、好立地の場所においては、民間事業者との共同事業(PPP)を展開する余地もあるが、荒川区内における実現は難しい側面がある。</p> <p>□現在、建替えを検討している他区では、庁舎建替用としての基金を設置している例がある。荒川区の公共施設等整備基金は、32億8,695万円(平成28年度決算)であるが、他の公共施設等の建替え需要との兼ね合いもある。</p>	□庁舎の集約化に伴う跡地の活用や官公署その他の施設との合築、周辺地域の整備を含めた社会資本整備総合交付金の活用等、他区の事例も参考に、建替えの検討にあたっては、ありとあらゆる財源確保策を検討していく必要がある。	□平成31年度(令和元年度)に立ち上げた検討委員会においては、庁舎機能の集約の仕方、新たなサービスのあり方、資金調達や財源確保策について検討する。	対応済

平成30年度荒川区包括外部監査結果報告

標題	現状	課題	意見	意見に対する対応状況	
エコセンターの管理に関わる委託業務について					
1 特命随意契約における予定価格の設定について					
P37	<p>□平成29年度の特命随意契約4件の内3件については、契約業者からの見積り額をそのまま予定価格にしていた。</p>	<p>□特命随意契約を行う予定である業者からの見積りのみで予定価格を設定することは、契約金額の妥当性の検討として不十分である。</p>	<p>□区の他部門との情報共有、同業他社への見積り徴取等を実施し、契約金額の妥当性を検討するべきである。</p>	<p>□安全面の確保や責任の所在の明確化等の理由により特命随意契約とする案件についても、同種契約の契約金額や、同業他社から徴取する見積金額を比較する等、契約金額の妥当性について適宜検証していく。</p>	対応済
2 区の事業を委託する場合の評価について					
P37	<p>□エコセンター業務運営（3階部分の運営。放課後の子どもたちを対象に行うエコ遊びの企画運営）の事業評価については、エコセンターの年間利用者数のみで行われている。</p>	<p>□課題なし</p>	<p>□区の事業の一部を委託する場合には、アンケートを実施する等、広く利用者の意見を徴取し、その結果を仕様書に反映させることで、PDCAを意識した委託の実施が可能となる。</p>	<p>□ご指摘を踏まえ、平成30年12月以降の委託事業から、適宜アンケートを実施することとした。</p>	対応済
エコセンターの維持管理について					
1 昇降機及び自家用電気工作物における保守点検結果について					
P40	<p>□昇降機の保守点検では、既存不適格の指摘があり、営繕課と共有し、改修時の課題としているとのことである。</p> <p>□自家用電気工作物の保守点検では、屋上に上がる際に必要となるタラップ（移動式階段）の安全措置が十分でないとの指摘がなされていた。</p>	<p>□課題なし</p>	<p>□意見なし</p>	<p>□平成31年3月に、落下防止対策を施したタラップに付け替えた。</p>	対応済

平成30年度荒川区包括外部監査結果報告

標題	現状	課題	意見	意見に対する対応状況	
2 固定資産台帳への取得価格の計上について					
P40		<p>□平成19年度、20年度に実施した開館工事のうち、固定資産台帳の建物の取得価格に含まれているのは建築工事費(148,414千円から解体撤去処分費用を除いた金額)及び昇降機設備工事費(9,975千円)であった。</p>	<p>□その他にも、電気設備工事(56,826千円)給排水衛生設備工事(31,568千円)及び空調設備工事(45,699千円)等を行っており、取得価格に含めるべき費用がある場合は、固定資産台帳への計上を行うべきである。</p>	<p>□区では、平成28年度の新公会計制度の導入に伴い、建物や工作物等の建築や改修等の費用が、耐用年数延長又は資産価値増加をもたらす場合には、資本的支出として固定資産台帳に計上するよう全庁的統一ルールを定め、取り組んでいる。今後新たな改修工事を行った場合は、上記ルールに基づき適切な処理を行うよう徹底されたい。</p>	<p>□平成28年度の新公会計制度導入以前は、改修工事費について、どのような工事を資本的支出とするか基準が明確となっていなかった。また、過去の工事については、当該工事費用が資本的支出にあたるか否か遡及しての判断が難しい場合がある。そのため、区としては、新公会計制度導入以降に発生した工事費については、全庁的統一ルールを定め、適切に固定資産台帳に計上するよう取り組んでいるところである。今後も、当該ルールに従って、適切な処理を行う。</p> <p>対応済</p>

平成30年度荒川区包括外部監査結果報告

標題	現状	課題	意見	意見に対する対応状況	
清掃事務所及び南千住車庫の管理に関わる委託業務について					
1 昇降機及び油圧リフトの保守点検委託の契約方法について					
P43	<p>□昇降機及び油圧リフトの保守点検委託について、構造・機能等に最も詳しく、保守点検業務に最も精通していることから、設置メーカーと特命随意契約を締結している。</p>	<p>□現状では、当該業者以外からの見積りを入手しておらず、契約金額の合理性についての検討が不十分である。</p>	<p>□同業他社からの見積りを徴取する等、契約金額の合理性について確認する必要がある。</p>	<p>□昇降機等の保守点検については、安全面や責任の所在（製造元なのか点検業者なのか）が不明確になるおそれがあるため、従前、特命随意契約により設置メーカーと契約を締結してきたところである。</p> <p>□今後も安全面や責任の所在を鑑み、設置メーカーとの特命随意契約とするが、同種契約の契約金額や同業他社から徴取する見積金額を比較する等、契約金額の妥当性について適宜検証していく。</p>	対応済
清掃事務所及び南千住車庫の維持管理について					
1 適切な経理処理について					
P47	<p>□平成29年度に実施した便座取替修理及びエアコン修繕は、いずれも「家屋等修繕費」として経理処理されているが、実態としては、既存の設備等の修繕というよりは、新たな設備等の取得に該当すると考えられる。</p>	<p>□本来であれば「備品購入費」として経理処理され、財産管理されるべき資産である。</p>	<p>□財産管理の観点から、内容に応じた経理処理を適切に行う必要があり、併せて財産管理されるべき資産については備品登録を行い、管理を徹底されたい。</p>	<p>□適切な経理処理について、全庁的に周知していく。</p>	対応済
2 修繕契約における分割発注について					
P48	<p>□清掃事務所の旧館外階段及び内階段の修繕契約について、分割発注の疑義が見られた。いずれも1単位あたりの契約金額が30万円以下のため、単数見積りにて契約を行っている。</p>	<p>□本来であれば一括契約とするべきであり、50万円を超える契約金額となることから、経理課契約とする案件である。契約の公平性、透明性及び競争性の観点から問題があると考えられる。</p>	<p>□修繕を実施する場合には、突発的なものを除き、年度当初に全体計画を立て、その計画に基づいて契約を締結するべきである。</p> <p>□一括契約とすることが可能な案件を安易に分割せず、今後は施設の修繕箇所や危険箇所を適切に把握できるよう、巡回や点検を強化し、計画的に修繕を行うよう努める必要がある。</p>	<p>□緊急的に行う必要がある修繕を除き、保守点検結果や職員による施設巡回等に基づき、計画的な修繕の執行に努める。</p>	対応済

平成30年度荒川区包括外部監査結果報告

標題	現状	課題	意見	意見に対する対応状況	
3 南千住車庫の今後について					
P48		<p>□東京都から清掃事業が移管された当初に比べ、職員数は半数以下となり、常時稼働している清掃車は3台である。</p> <p>□車検・法定点検の認証工場としての機能も有している。</p>	<p>□清掃車の台数と職員数が減っても施設の維持管理コストはほぼ固定的に発生しており、清掃車3台程度が駐車する施設としては、多額のコストを要している。</p> <p>□車検に関しては、整備担当者2名（臨時職員含む）により初回のみ南千住車庫で行い、2回目以降はほぼ全てを外部委託している。</p>	<p>□2030年度末の施設の用途指定が解除される時期を目途に、直営清掃車の保有台数の移行状況を踏まえつつ、南千住車庫の有効活用について検討する必要がある。</p>	<p>□現在、検討を開始しており、今後、地元町会や近隣住民の意見等を伺いながら、有効活用に努める。</p> <p>対応済</p>
北庁舎の管理に関わる委託業務について					
1 昇降機保守点検委託の契約方法について					
P51		<p>□昇降機の保守点検委託について、構造・機能等に最も詳しく、保守点検業務に最も精通していることから、設置メーカーと特命随意契約を締結している。</p>	<p>□現状では、当該業者以外からの見積りを入手しておらず、契約金額の合理性についての検討が不十分である。</p>	<p>□同業他社からの見積りを徴取する等、契約金額の合理性について確認する必要がある。</p>	<p>□昇降機の保守点検については、安全面や責任の所在（製造元なのか点検業者なのか）が不明確になるおそれがあるため、従前、特命随意契約により設置メーカーと契約を締結してきたところである。</p> <p>□今後も安全面や責任の所在を鑑み、設置メーカーとの特命随意契約とするが、同種契約の契約金額や同業他社から徴取する見積金額を比較する等、契約金額の妥当性について適宜検証していく。</p> <p>対応済</p>

平成30年度荒川区包括外部監査結果報告

標題	現状	課題	意見	意見に対する対応状況	
2 空気環境等測定委託の契約方法について					
P51	<p>□北庁舎の空気環境等測定委託について、北庁舎とがんセンターの2か所を同日測定することにより、効率的かつ合理的に実施できるため、がんセンターの建物管理業務委託業者と特命随意契約を締結している。</p>	<p>□現委託業者以外からは見積りを徴取しておらず、見積競争を行った場合、現状よりも安価で当該業務を委託できる可能性がある。</p>	<p>□同業他社からの見積りを徴取し、現在の契約方法が最も適しているのか確認するべきである。</p>	<p>□北庁舎の空気環境等測定委託の見積りを他社から徴取したところ、503,144円であった。現委託業者との契約額190,096円と比較し、30万円以上と大幅な開きがあることから、今後も現在の契約方法で実施するが、契約金額の妥当性について適宜検証していく。</p>	対応済
3 清掃業務委託（日常）の履行状況の確認方法について					
P51	<p>□北庁舎の日常清掃業務は、雇用創出を目的として、障がい者団体と特命随意契約を締結している。</p>	<p>□障がい者が清掃業務に携わっていたか否かの確認は行われておらず、障がい者団体への雇用創出が実現されているかについて実質的な確認がされていなかった。</p> <p>□日誌について、毎日清掃を行う個所のチェックが一部漏れていた。また、区の担当者及び上司の確認印は押印されておらず、月ごとの業務完了報告書のみを押印されていた。</p>	<p>□毎日の清掃業務完了時点で、日誌を入手した際に作業完了を確認するとともに、障がい者の雇用が確保されていることを確認する必要があると考えられる。</p>	<p>□ご指摘を受け、障がい者手帳の写しの入手を行った。作業日誌等により、毎日の作業内容と障がい者の出勤（雇用確保）の状況を確認している。</p>	対応済
北庁舎の維持管理について					
1 北庁舎の使用期間について					
P55	<p>□北庁舎は、鉄骨造であるため、他の施設と比べて耐用年数が短く、築後10年あまりが経過した中で、外壁のひび割れや雨漏り等が発生している状況にある。こうした状況から、本庁舎の建替えを検討する際には、北庁舎機能の新本庁舎への移転も併せて検討する必要性が高いと考えられる。</p>	<p>□北庁舎の修繕を行うにあたっては、移転時期も見据えた上で、実施していく必要がある。</p>	<p>□本庁舎の建替え時期を検討する際は、現北庁舎の使用期間についても同時に検討し、北庁舎の最終的な修繕計画を策定する必要があると考えられる。</p>	<p>□平成31年度（令和元年度）に立ち上げた新本庁舎検討委員会において、北庁舎を含めた庁舎機能の集約の仕方についても検討を行っていく。</p> <p>□今後の北庁舎の使用期間を見据え、建物の劣化状況に応じた改修等を適宜行っていく。</p>	対応済

平成30年度荒川区包括外部監査結果報告

標題		現状	課題	意見	意見に対する対応状況	
2 外壁の改修について						
P55		<p>□平成25年に補修した外壁のひび割れ部分に、新たなひび割れや雨漏りが発生しており、今後、部分修繕を実施する予定とのことである。</p> <p>□総合管理計画に基づく予定改修時期としては、外壁を含む各設備の改修工事を平成34年(2022年)以降に予定している。</p>	<p>□総合管理計画は、あくまで施設改修にかかる費用の平準化を図るための位置付けとのことであるが、外壁の劣化状況を鑑みると予定改修時期よりも前に改修が必要となる場合も想定される。</p>	<p>□状況に応じては、予定改修時期よりも前に改修工事を実施するよう検討する必要がある。</p>	<p>□外壁の状況を適切に把握し、必要に応じて部分修繕や改修工事を実施する。</p>	対応済
3 外壁以外の設備の改修について						
P55		<p>□総合管理計画に基づく各設備の改修工事は、平成34年(2022年)以降を予定している。</p>	<p>□外壁同様、他の設備についても想定以上に劣化が進んでいる可能性がある。</p>	<p>□状況に応じては、予定改修時期よりも前に改修工事を実施する検討が必要である。その際は、早めに改修費用の正式な見積りを入力し、改修費用を把握するべきである。</p>	<p>□設備の劣化状況を適切に把握し、部分修繕や改修工事を実施する。</p>	対応済
がんセンターの管理に関わる委託業務について						
1 電話交換機等設備保守業務委託の契約方法について						
P57		<p>□がんセンター及び北庁舎の電話交換機等設備保守業務委託について、内線電話機器等の接続に支障が生じる恐れがあることから、本庁舎の同契約を締結している業者(本庁舎は制限付一般競争入札にて契約)と特命随意契約を締結している。</p>	<p>□本庁舎の競争入札で低価格で入札を行い、がんセンター及び北庁舎における契約を高額で締結している可能性が皆無ではないことが考えられる。</p>	<p>□当該業者以外からの見積りを入力していないため、同業他社からの見積りを徴取する等、契約金額の合理性について確認する必要がある。</p> <p>□経済性や契約事務の効率化等の観点から、本庁舎、がんセンター及び北庁舎における契約を一括して行う「集合契約」に契約方法を変更することが望ましい。</p>	<p>□次回の契約締結時(令和4年度)から集合契約に変更するよう調整済みである。</p>	対応済
がんセンターの維持管理について						
1 空調設備改修工事について						
P59		<p>□空調設備改修工事を実施するには、がんセンターを3か月以上休館しなければならないため、工事の実施は見送られ、平成30年9月時点で行われていない。</p>	<p>□総合管理計画に基づき推計した工事費と、区営繕課が民間の設計事務所等に工事の積算及び設計を委託する際に積算した工事費が乖離している課題もある。</p>	<p>□空調機器の使用可能年数はすでに経過しており、施設の稼働状況を踏まえると負担がかかっているため、改修工事を実施すべきと考える。</p>	<p>□がんセンターの業務を3か月停止することは現段階では困難な状況であるため、引き続き業務を継続しながら工事ができる工法を検討していく。</p>	検討中

平成30年度荒川区包括外部監査結果報告

標題		現状	課題	意見	意見に対する対応状況	
2 空調設備以外の改修工事について						
P59		<p>□中長期改修実施計画の2期目（平成30年～32年）に行う予定であった給排水設備改修工事について、設計業務委託は行われておらず、改修工事を実施すべきか否かについての検討は行われていない。</p>	<p>□空調設備同様、給排水及び受変電設備改修の際には、がんセンターを休館することが想定される。</p> <p>□区で改めて積算した空調設備改修工事費が総合管理計画に基づき推計した工事費と乖離していることから、他の設備についても、推計額を超過することが想定される。</p>	<p>□改修が必要となる設備について、同時期に工事を行えるよう施工方法等を含め検討すべきである。</p> <p>□休館中の代替的な検査・検診サービス等の提供を検討した上で、設備の改修工事を行うべきである。</p> <p>□空調設備以外の設備改修にあたっても精緻な見積りを徴取する必要がある。</p>	<p>□給排水設備等の大規模改修についても空調設備改修と同様の理由で施工が困難な状況である。今後、施工方法等について検討していく。</p> <p>□経済面についても、複数の業者から見積もりを徴取するなどし、より精度の高い検討を行う。</p>	検討中
3 がん検診等受診環境の拡充について						
P60		<p>□「荒川区健康増進計画」によると、荒川区における死亡原因では、全年齢の死亡原因に占めるがんの割合よりも、40歳から60歳までの若い世代が、がんにより死亡する割合が高くなっている。</p>	<p>□若い世代のがんによる死亡率を減少させるためには、がん検診について区民が理解し、受診を促すべきであることから、がんセンターも受診環境の整備に努めていく必要がある。</p>	<p>□がん検診の受診可能者数を増加させるとともに、がん検診以外に実施している母子保健、精神保健及び歯科保健などの充実も図られるよう環境整備を検討していくべきである。</p>	<p>□今後もより良い受診環境の整備に努めていく。</p>	検討中
XI 備品管理について						
1 日常的な備品の管理について						
P63	(1) 備品シールの添付漏れについて	<p>□供用備品一覧表に記載があるものの、現物への備品シールの添付漏れが多数存在した。</p>	□課題なし	<p>□現物と台帳との照合を確実にするためには備品シールの添付が不可欠であるため、添付漏れがないよう徹底する必要がある。</p>	<p>□備品シールの添付漏れがあった備品には、シールを貼り付けた。今後も定期的に状態を確認する。</p>	対応済
P63	(2) 備品の廃棄手続き漏れについて	<p>□供用備品一覧表に記載があるものの現物が存在しないものが多数存在した。</p>	□課題なし	<p>□備品を廃棄する際には、備品管理システムにおいて廃棄処理を行い、所属長の決裁後、廃棄を行うよう徹底する必要がある。</p>	<p>□廃棄手続き漏れの備品について、事務処理を行った。今後も現物の廃棄と事務処理を同時に行うよう徹底する。</p>	対応済

平成30年度荒川区包括外部監査結果報告

標題		現状	課題	意見	意見に対する対応状況	
P63	(3) 廃棄備品の誤りについて	□現物に添付されている備品シール記載の備品番号と共用備品一覧表記載の備品番号が一致しないものが存在した。	□課題なし	□備品の廃棄を行う際には、備品管理システム上に廃棄処理を行う備品と実際に廃棄する備品について、照合作業を確実に実施する必要がある。	□備品シールと共用備品一覧表の備品番号不一致について、誤りを修正した。今後も廃棄する際は、照合作業を確実に実施する。	対応済
P63	(4) 備品シールの添付方法について	□備品シールについて、剥がれそうになっているものや擦れて備品番号が消えかけているものが存在した。	□課題なし	□備品シールの摩耗が予想される備品や現物照合時に備品シールの摩耗が認められた備品については、透明な保護シールを貼って予防することが良いと考えられる。	□摩耗が認められた備品や予想される備品について、保護シールを貼り付けた。今後も定期的に状態を確認する。	対応済
P63	(5) 備品管理システムへの設置場所登録漏れについて	□備品の設置場所について、備品管理システムへの登録がない備品が多数存在した。	□課題なし	□現物の確認を効率的に行うためには、なるべく詳細な設置場所を登録する必要がある。	□設置場所の登録がない備品について登録を行った。今後も登録漏れがないよう徹底する。	対応済
P63	(6) 上記(1)～(5)を踏まえて	□区では、荒川区物品管理規則を定めており、各所管課において、毎年度備品の管理状況を1回以上確認するよう義務付けられている。 □荒川区物品管理規則において、各所管課に物品の出納保管に関する事務を行う者(物品出納員)を1名置くこととなっているが、現状を鑑みると、このような役割が機能していると言い難い。	□課題なし	□備品シールの添付漏れや廃棄手続漏れが依然としてあるため、今後は実査を徹底して行う必要がある。 □各所管課において、備品の取得や廃棄等を行う際には適正な処理が行われるよう、事務処理の改善を検討する必要がある。	□物品出納員については、荒川区物品管理規則に定める役割を適切に果たせるよう、新規採用職員及び新担当者を対象とした研修等において指導しているところであるが、研修対象者を拡大する等、研修内容を工夫し、規則の周知徹底を図っていく。	対応済
2 重要物品の管理について						
P64		□本庁舎に設置されている重要物品6件の現物実査を実施したところ、庁議室に設置されている制御盤、調整卓子、プログラムコントローラーは、現状ほぼ使用されていなかった。	□課題なし	□今後廃棄する場合には適切な廃棄手続きを行う必要がある。 □重要物品については、区の資産として毎年度財務諸表に公表されることを留意した上で、適切な管理を行う必要がある。	□ご指摘の備品は防災課が所管する防災情報システムの一部である。今後システムの入替えを行う予定であり、廃棄する際は適切な手続きを行う。	対応済

平成30年度荒川区包括外部監査結果報告

標題	現状	課題	意見	意見に対する対応状況	
3 長期間使用されていない備品について					
P64	<p>□南千住車庫では、地元町会等からの要望により、近隣住民が利用可能な会議スペース及び各種備品を整備したが、利用頻度の減少に伴い、長期間使用されていない取得価格が比較的高い備品が存在した。</p>	<p>□課題なし</p>	<p>□今後使用見込みがないのであれば、他所属での活用を検討すべきであり、それでも使用見込みがない場合には、売却又は廃棄について検討する必要がある。そのため、備品がどのように利用されているか不用品・未使用品リスト等を作成するなどして、定期的に検証する必要がある。</p> <p>□陳腐化の早い高額の電子機器については、使用頻度に応じて、レンタルを検討することも必要である。</p>	<p>□使用頻度の低い備品については、他所属への貸し出しも含めた有効活用を図ることとした。新たな備品の導入にあたっては、耐用年数や使用頻度を考慮した上でリースの検討も視野に入れていく。</p>	<p>対応済</p>
XII 資本的支出と修繕費について					
1 適切な資本的支出への計上処理について					
P68	<p>□平成28年度からの新公会計制度導入にあたり「新公会計制度における資産形成支出等の判断基準について」を各課へ通知している。また、当初予算に計上のある主な委託料と全ての工事請負費については毎年度、会計管理課が公有財産管理部門、インフラ資産管理部門、営繕部門と連携し、工事内容に即した仕訳案を各課へ示している。</p>	<p>□課題なし</p>	<p>□区として資産形成の在り方について統一の見解ができていると考えられるが、より精度の高い新公会計制度を目指すため、資本的支出と修繕費について過去の工事实績を分析・整理し、より明確な判断基準を検討することが望ましい。</p>	<p>□判断基準は、事例を積み重ねつつ、また他自治体の動向も調査・研究しているが、より精度の高い財務諸表を作成するため、今後もさらに判断基準の精緻化に取り組んでいく。</p>	<p>対応済</p>